

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会の項を削り、同表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺旧港交流空間創出事業者選定委員会	堺旧港交流空間創出事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------	---------------------------------------	------	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第1項の表自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会の項を削る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。